国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

検察当局による国会での答弁に対する柳田稔法務大臣の見解等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

円高によるりんご輸出対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

行政事業レビューに関する質問主意書（山口俊一提出）

参議院

議事日程

十月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十二年十月二十九日（金曜日）

午前十時開議

第一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

第二　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

議案送付（予備審査）

十月二十八日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（佐藤正久外二名発議）

質問主意書提出

十月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

気候変動に対応した今後の農林水産業への取組に関する質問主意書（加藤修一提出）（第六八号）

報告書提出

十月二十八日委員長から次の報告書を提出した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　　仙谷　由人
外務大臣前原誠司海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十七日）

国税庁

（関東財務局金融安定監理官）
　財務事務官　　原　信造
関東信越国税局長を命ずる
（関東信越国税局長）同
財務省に出向させる（以上十月十九日）

最高裁判所

○定年退官
簡易裁判所判事中島寛は十月二十六日限り定年退官

東京都

○監査委員選任
相川博委員及び三原將圍委員は、十月七日辞職し、同月八日次の者が選任された。
　監査委員（議会選出）　大塚たかあき
　同（同）　遠藤　衛
○公安委員会委員任命
安西邦夫委員は、十月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。
　公安委員会委員　渡邊　佳英
○公安委員会委員再任
仁田陸郎委員は、十月二十日再任された。

兵庫県

辞職
　新旧
　まちづくり担当部長　本井　敏雄（十月七日）
　まちづくり担当部　職員　川端　宏幸（十月八日）
○教育委員会委員再任
山口徹委員は、十月八日再任された。

愛媛県

○教育委員会委員任命
井関和彦委員は、十月八日任期満了し、同月九日次の者が任命された。
　教育委員会委員　関　啓三
○人事委員会委員再任
池田公英委員は、十月九日再任された。
○公安委員会委員再任
亀岡マリ子委員は、十月十一日再任された。

千葉市

○教育委員会委員任命
岩野静枝委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。
　教育委員会委員　篠原よしみ
○人事委員会委員選任
大古場裕委員は、十月一日再任された。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十九日ルクセンブルク国の共和国創立記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年11月１日

人事院総裁　江利川　毅

認定社内検定の名称の変更等に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第１条第１項の規定により昭和六十一年二月五日付けで認定した松下電器産業株式会社に係る社内検定について、認定規定第六条第一項の規定により認定事業主等の名称等の変更の届出を平成二十二年十月十三日付けで受理し、認定規定第六条第一項の規定により認定社内検定の名称の変更を同年十月十八日付で承認したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の認定事業主等の名称
　パナソニック株式会社
変更後の認定事業主等の名称
　松下電器産業株式会社
変更前の認定社内検定の名称
　パナソニック技能検定
変更後の認定社内検定の名称
　松下電器技能検定

１　第２項第２号中(12)の次に（12の２）及び（12の３）として次のように加える。

（12の２）　第21条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。

（12の３）　第21条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合、期間及び時間について定めること。

２　この決定による改正は、平成23年１月１日から効力を発生する。

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年11月１日

人事院総裁　江利川　毅

１　前書き中「人事院規則９－80（扶養手当）」の次に「、人事院規則９－82（俸給の半減）」を加える。

第２項第15号の次に次の１号を加える。

十五の二　人事院規則９－82（俸給の半減）に規定する次に掲げる事項

(1)　第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。

(2)　第５条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

２　この決定による改正は、平成23年１月１日から効力を発生する。